

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出をもとめます。

令和6年10月23日

1 事業概要

(1) 件名

子ども配食事業業務委託（単価契約）

(2) 目的

自宅への仕出し弁当の配達を通じた見守りを行うことにより、子どもの食に課題があり地域から孤立しやすい状況にある家庭に対し、本事業を通じて家庭が必要としている支援につなぐことで、子どもの心身の健康の増進及び家庭の生活の安定を図ることを目的とする。

(3) 契約期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日

※契約については、令和7年度の予算配当を条件とする。

※契約は単年度ごとに締結し、各年度において本契約に係る予算の配当があること及び履行実績が良好であることを契約締結の条件とする。

(4) 業務内容

基本的な業務内容は以下のとおり。

- ① 食事の調理及び配達
- ② 配達時の状況記録及び区への報告
- ③ 養育困難や生活困窮の家庭に関する理解を深めるための研修への参加等
- ④ 食材費の一部の受領
- ⑤ 衛生管理・感染症対策
- ⑥ 報告及び請求
- ⑦ 苦情報告・事故報告
- ⑧ 予定数

予定配食数 5, 353食（最大）

配達報告数 1, 983回

※利用世帯数：概ね70世帯を想定

原則として1利用世帯あたり上限48回を予定

2 参加資格

申込み時点において、当事業の運営が可能であり、政治若しくは宗教活動を目的としない法人（以下、「法人」という。）で、次の各事項をすべて満たしたもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申し立て、又

は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。

- (4) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税、都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 「委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

4 審査基準

審査については以下の基準により審査を行う。

- (1) 組織体制、業務実績及び会社概要
- (2) 取組方針、養育困難や生活困窮の状態にある家庭を対象としている事業趣旨の理解
- (3) 衛生管理・安全管理、有資格者の状況、不在時の対応
- (4) 配食内容・味
- (5) 価格

5 審査

委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、提出書類の審査及びヒアリング審査をもとに、合議のうえ決定する。

書類審査、ヒアリング審査の合計得点が最も高いものを選定事業者とする。

(1) 選定委員の構成

委員長：鴈 咲子（学識経験者）

委員：子ども・若者部長 松本 幸夫

委員：玉川総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課長 柏原 耕治朗

(2) 書類審査

提出された書類に基づき選定委員会の各委員が審査を行う。

(3) ヒアリング審査

選定委員会の委員によるヒアリング審査を行う。

ヒアリングは法人代表者（または法人を代表して責任ある回答のできる者）を含む1名以上で参加すること。

現物審査（試食）を実施するため、指定されたものを持参すること。

※実施日、実施場所、実施内容等については、招請通知発送以降に通知する。

※ヒアリングの際に電子機器の使用、追加資料の提出等は受け付けない。

6 手続き等

(1) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 期間：令和6年10月23日（水）午前10時～11月6日（水）午後4時まで
- ② 場所：世田谷区ホームページ及び9の本件担当課
- ③ 方法：世田谷区ホームページからのダウンロード及び9の本件担当課での配付

なお、本件担当課での配布は期間中の平日午前9時から午後5時まで、土日・祝日はホームページのみとする。(世田谷区トップページ→区政情報→契約・入札情報→発注情報→現在実施中のプロポーザル情報→子ども・教育・若者支援にて公開) (ページID: 13141)

(2) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

- ① 期限：令和6年11月6日（水）午後4時必着
- ② 場所：9の本件担当課に同じ
- ③ 方法：所定の様式に記入し、持参または郵送（郵送の場合、簡易書留又はレターパックに限る）

※郵便事故等による遅延等について、区は責任を負わない。

(3) 提案書の提出期限、提出場所及び方法

- ① 期限：令和6年12月6日（金）午後4時必着
※ただし、提案書に添付する財務諸表については、
令和6年11月22日（金）午後4時までに提出すること。
- ② 場所：9の本件担当課に同じ
- ③ 方法：所定の様式に記入し、指定された必要書類を添付の上、持参または郵送（郵送の場合、簡易書留又はレターパックに限る）

※郵便事故等による遅延等について、区は責任を負わない。

(4) ヒアリングの実施について

実施日、実施場所、実施内容等については、招請通知発送以降に通知する。

令和7年1月9日（木）実施

(5) 審査結果の通知及び方法

令和7年1月中旬に文書で通知する（予定）

7 スケジュール

説明書交付期間	令和6年10月23日（水）～11月6日（水）午後4時
参加表明書の受領期限	11月 6日（水）午後4時（必着）
招請通知発送	11月 8日（金）
質問提出期限	11月13日（水）午後4時
質問回答	11月15日（金）
財務諸表提出期限	11月22日（金）午後4時
提案書受領期限	12月 6日（金）午後4時（必着）
書類審査期間	12月10日（火）～12月24日（火）
ヒアリング審査、試食	令和7年 1月 9日（木）
結果通知	1月中旬予定

8 その他

- (1) 提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とする。
- (3) 提案書等の提出書類を郵送で提出する場合、未着・遅延については、理由の如何にかかわらず、区では責任を負わない。
- (4) 提出された提案書は原則として返却しない。ただし、提出された提案書は、提案書

の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定された提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

- (5) 提案書提出後において、原則として提案書に記載された内容の変更を認めない。また、提案書に記載した業務責任者は、原則として変更できない。ただし、病気、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であるとの区の了解を得なければならない。
- (6) 提案書の選定後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (7) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 契約保証金は免除する。
- (9) 契約にあたっては、契約書を作成する。
- (10) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を、当該業務の委託契約の相手方と締結する予定なし。
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口は、下記本件担当課と同じ。
- (12) 区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。
- (13) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (14) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的とし、区は契約の際、提案書の内容に拘束されないものとする。
- (15) 契約に際しては当該年度における予算の配当を条件とする。また、その相当額によって委託業務内容を調整することがある。
- (16) 詳細は説明書による。

9 本件担当課

世田谷区 子ども・若者部 児童相談支援課 児童相談支援担当

住 所：〒156-0043 世田谷区松原6-3-5 世田谷区役所梅丘分庁舎2階

電 話：03-6304-7745（直通）

FAX：03-6304-7786

メールアドレス：SEA03648@mb.city.setagaya.tokyo.jp

担当者：平野・竹内・山口

※お問い合わせは、土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで